

○恵庭市連携商品開発事業補助要綱

平成29年10月20日

(目的)

第1条 この要綱は、友好都市である静岡県藤枝市で生産された農畜産資源及び加工された製品（以下これらを「農畜産資源等」という。）を活用した新商品及びサービスの創出に向けた研究、開発等を支援することにより、恵庭市及び藤枝市の連携による商品の開発を促進するとともに、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱により補助の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 市内に本社、支社、事業所、生産施設等を有する事業者（個人事業主を含む。以下「事業者等」という。）であり、本補助金を利用した商品を販売及び提供する者であること。
- (2) 恵庭市農商工等連携推進ネットワークの会員（申請時に入会する者を含む。）であること。
- (3) 恵庭市が課す法人市民税（個人事業主にあつては市民税）を滞納していないこと。

2 恵庭市及び藤枝市の複数の事業者等が事業を行う場合は、前項の対象事業者が代表となり、その他の事業者等の連名により申請することができるものとする。この場合において、補助金の交付を受けることができる者は、代表者のみとする。

(対象事業)

第3条 この要綱による補助を受けることができる事業（以下「対象事業」という。）は、この事業を活用することにより次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 藤枝市の農畜産資源等を活用した取組（恵庭市及び藤枝市の農畜産資源等を融合した取組を含む。）であること。
- (2) 完成した商品を市内において販売すること。
- (3) 事業者等の売上高の増加に繋がる取組であること。
- (4) 完成した商品が本市の地域経済の活性化に寄与するものであること。
- (5) 商品の開発が完成した後に、第7条第4号に規定する書類を市に提出した日の翌日を起

算日とし、起算日から店舗等において日常的に提供するメニュー及び商品とし、営業日において20日以上陳列し、販売した商品を対象とする。

2 対象事業の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 個包装された加工品(容器包装され、製造所以外でも販売できるものをいう。以下同じ。)の開発

(2) 個包装された加工品以外の開発

3 対象事業には、商品パッケージ、商品名、メニュー等に藤枝市産の農畜産資源等を使用していることを明記するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、当該年度において1つの事業者等につき、1つの対象事業のみを対象とする。

(補助の対象とする経費)

第4条 補助の対象とする経費(以下「対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、国、北海道その他機関の制度により補助金を受けている場合は、補助の対象としない。

(1) 試作品の製造に要する経費(新商品の開発までの間に要した原材料費、調査分析及び研究費、パッケージ作成費、デザイン作成費等をいう。)

(2) 新商品の広報に要する経費

(3) その他必要となる経費

2 次に掲げるものは、対象としない。

(1) 対象事業者の組織の運営及び維持に要する経費

(2) 製造用器具類、事務器具類等の設備導入に要する経費(試作品の製造に関わる委託先においても、同様とする。)

(3) 見本市等への出展に要する経費

(4) 補助事業の全てを対象とする委託費

(5) 本事業にかかる人件費

(補助率及び補助額)

第5条 補助率は、対象経費の2分の1を限度とする。

2 補助の上限額は、次の各号に掲げる対象事業に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 個包装された加工品の開発 1件につき50万円
- (2) 個包装された加工品以外の開発 1件につき25万円

3 補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

(実施期間)

第6条 対象事業の実施期間は、当該年度の3月20日までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請する者は、恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号。以下「補助金等交付規則」という。）第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の1月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 恵庭市連携商品開発事業実施（変更）計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）
- (2) 個人にあつては商店の概要及び直近年度の決算書、法人にあつては登記事項証明書（3月以内）及び直近年度の決算書
- (3) 同意書（様式第2号）
- (4) 恵庭市連携商品開発報告書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査した上で決定し、補助金等交付規則第5条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が虚偽その他の不正行為により認定を受けた場合又は補助の要件等に違反があつた場合は、補助の決定を取り消すことができるものとする。

(計画変更)

第9条 交付決定者は、事業の計画に変更があるときは、補助金等交付規則第7条の2第1項に規定する補助事業等変更申請書及び計画書を市長に提出しなければならない。

(報告及び補助金の請求)

第10条 交付決定者は、事業完了後、速やかに補助金等交付規則第9条第1項に規定する補

助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 恵庭市連携商品開発事業完了報告書（様式第4号）
- (2) 第4条第1項に規定する対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) 商品の開発に使用した藤枝市産の農畜産資源等の写真
- (4) 完成した商品の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する対象経費について、市長が対象事業の遂行上必要と認める場合にあっては、事業完了前においても概算額の交付を受けることができるものとする。この場合において、交付決定者は、対象経費の支払いが完了するごとに、補助金等交付規則第11条第2項に規定する補助金等概算額交付申請書に前項第2号及び第5号に規定する書類を添付して市長に提出するものとする。

（補助金の経理等）

第11条 交付決定者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（対象事業の交付の決定前の着手）

第12条 市長は、申請者がやむを得ない事情により補助金の交付の決定を受ける前に事業に着手したと認めるときは、その状況を勘案し、補助金の目的に合致することを審査した上で、交付の決定を行うことができるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、補助金等交付規則によるものとし、その他必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から実施する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の恵庭市連携商品開発事業補助要綱の規定により行った申請は、改正後の恵庭市連携商品開発事業補助要綱の規定により行った申請とみなす。